

**「民間資金等の活用による公共施設等の整備等の促進に関する
法律の一部を改正する法律案」について**

地方自治法第263条の3第5項に基づいて情報提供のあった、
標記改正法案において、第5条の2第1項、第2項によると、「特定
事業を実施しようとする民間事業者の提案を受けた公共施設等の
管理者等は、当該提案について検討を加え、遅滞なく、その結果を
当該民間事業者に通知しなければならないものとする。」とされ
ているが、これは新たな義務付けであるとともに、民間事業者によ
る提案の濫発等により、都市自治体の円滑な行政運営に支障を生ず
ることも懸念されるので、同規定の見直しを含め、慎重に対応する
よう申し入れる。

平成23年3月17日

全国市長会 経済委員会委員長

新座市長 須田健治